

報道機関各位

平成 30 年度の商工業に係る補助金申請について

商工業に係る補助金の申請を受付けています。

平成 30 年度中の事業に係る補助金については、平成 31 年 3 月末までに申請してください。

受付中の補助金

- ・ 箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金
- ・ 中小企業人材育成研修費補助金
- ・ 知的財産権申請料補助金
- ・ 工業製品試験手数料補助金

※各補助金の概要は、添付資料をご覧ください。

※詳細については、役場商工観光推進室までお問い合わせください。

受付期限

平成 31 年 3 月 29 日（金）

添付資料 有 無

商工観光推進室

（室長）山口 弘司 （担当）小松 大吾

電話：0265-79-3111 （内線）158

F A X：0265-79-0230

E - mail：sangyou@town.minowa.lg.jp



育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金

随時
受付

町の産業の未来を担う若い人材の雇用支援及び正規雇用化の促進を図るため、町内に居住する満 25 歳以下の若者を正規雇用した事業主の方へ、補助金を交付します。

■ 対象者

- ・ 町内の事業所又は事務所（町外に本社がある場合、町内事業所等を勤務場所とする）において新規雇用した事業主
- ・ 雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業主
- ・ 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者のうち、従業員数が 300 人以下の事業主

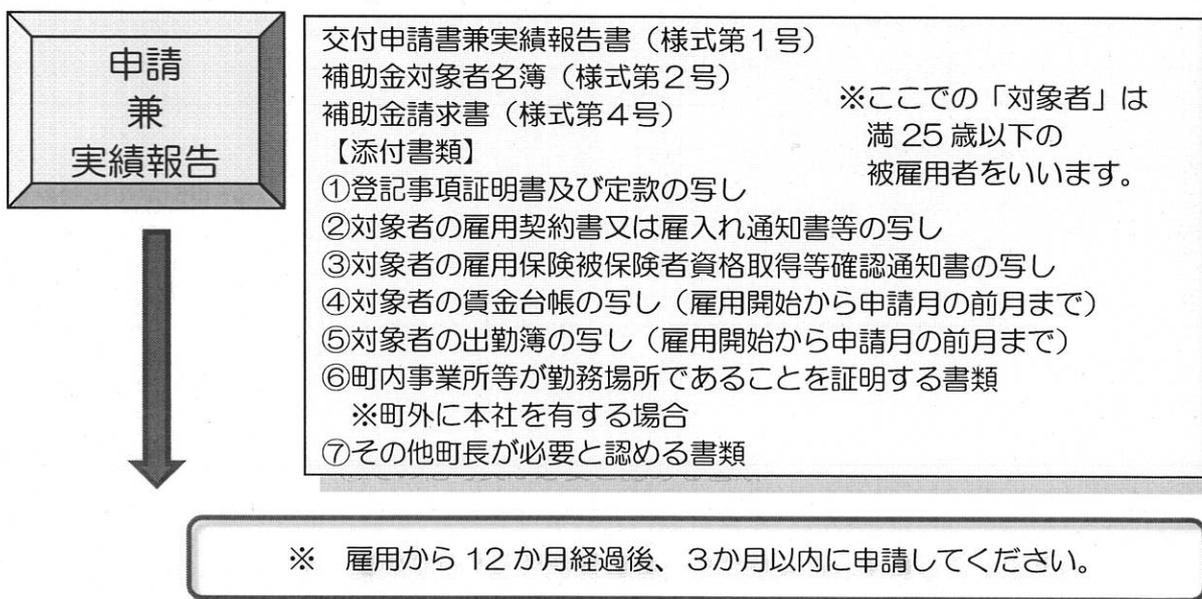
【補助金の対象となる若者とは】

- ・ 町内に居住する満 25 歳以下の者
- ・ 正規雇用から 12 か月を経過し、かつ、引き続き雇用される見込みのもの
- ・ 正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有することが見込まれるもの
- ・ 事業主の 2 親等以内の親族でないもの

■ 補助額

雇用若者 1 人につき 10 万円。ただし、被雇用者 1 人につき 1 回に限ります。

補助金交付申請の流れ



審 査

申請内容を審査します。

交付決定・確定

補助金交付決定書兼確定通知書を送付します。

補助金交付

補助金を指定口座に振り込みます。

中小企業人材育成研修費補助金

随時
受付

町内の中小企業における人材育成を図るため、国及び県並びにこれらに準ずる機関が実施する研修に参加する方に対して、研修費用の一部を補助します。ただし、申請は、一人1年度間につき1回に限ります。

■ 対象者

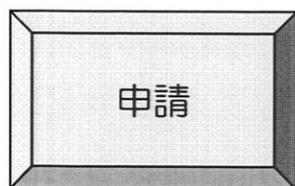
- ・町内に事業所を有する中小企業者及びその従業員
 - ・町内に事業所を有する中小企業者で構成する団体及びその従業員
- ただし、町長が適当でないと認める者は除きます。

■ 対象経費及び補助額

補助の対象とする研修は、資質向上のための研修・講習（リーダーシップ研修等）とします。
ただし、資格取得を伴うものは補助の対象外です。

対象経費	補助金額
研修の受講料 (テキスト代を含む)	3分の2以内の額。ただし、3万円が上限となります。

補助金交付申請の流れ



交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ①研修の終了を証明する書類の写し
- ②研修の受講料等の支払を証明する書類の写し



審 査

申請内容を審査します。

交付決定・確定

補助金確定通知書を送付します。

補助金交付

補助金を指定口座に振り込みます。

Q & A

Q 「国及び県並びにこれらに準ずる機関」で社団法人は対象になるか？

A 社団法人、財団法人等が主催するものは認めます。

知的財産権申請料補助金

随時
受付

町内の中小企業における新たな製品や技術開発による企業価値及び資質の向上を図るため、知的財産権の取得申請をした中小企業者に対し、費用の一部を補助します。ただし、申請は、一人1年度間につき1回に限ります。

■ 対象者

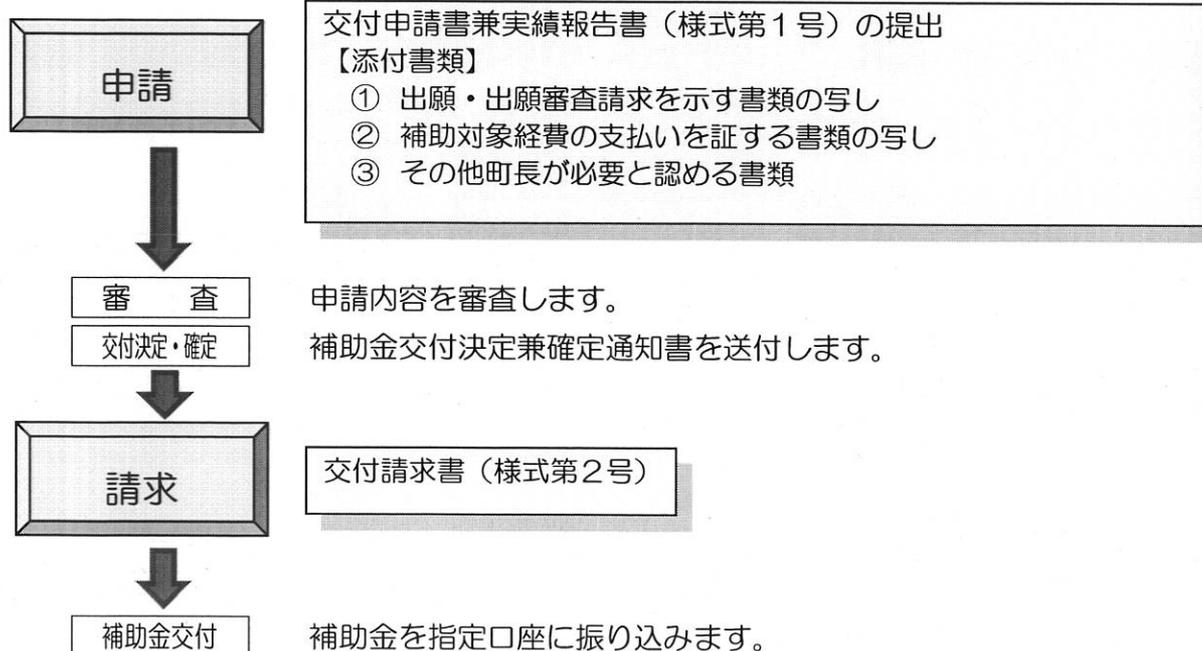
- ・町内に事業所を有し、町内で1年以上製造業を営む中小企業者
- ・知的財産権の出願人

■ 対象経費及び補助額

対象経費	補助金額
・特許権及び実用新案権 出願料にかかる印紙代 ・出願審査請求料	町長が定める額とし、66,000円を限度とします。 ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金を受ける場合にはその額を控除した額とします。

※申請は出願後1年以内に行ってください。

補助金交付申請の流れ



工業製品試験手数料補助金

随時
受付

町内の中小企業における新たな製品や技術開発による企業価値及び資質の向上を図るため、長野県工業技術総合センターで工業製品の依頼試験をした中小企業者に、費用の一部を補助します。

■ 対象者

- ・町内に事業所を有し、町内で1年以上製造業を営む中小企業者

■ 補助対象事業

- ・補助対象事業者が長野県工業技術総合センターに試験依頼する事業

■ 対象経費及び補助額

対象経費	補助金額
・試験手数料	2分の1以内の額とし、一人1年度間につき5万円を限度とします。 ただし、国、長野県その他の公共団体又は公共的団体から同様の補助金を受ける場合にはその額を控除した額とします。

補助金交付申請の流れ

